

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

令和5年3月31日東大阪市規則第25号

改正 令和6年12月23日東大阪市規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例
(令和5年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請等)

第2条 都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第42条第1項の規定による書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、既存の緑化施設の位置、

	種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
各階平面図	縮尺、方位、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
断面図	縮尺、建築物の軒及びひさしの出、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
立面図	縮尺、開口部の位置、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
緑化施設求積図及び緑化施設一覧表 (様式第2)	緑化施設の面積の算出根拠

3 第1項の規定による申請が次項の規定による証明書の交付を受けた計画の変更に係るものである場合には、第1項に規定する申請書に当該証明書を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請について、申請に係る計画が条例第18条第1項の規定に適合していると認めるときは、緑化率適合証明書(様式第3)を交付するものとする。

(建築物の緑化率の最低限度に係る適用除外の許可の申請等)

第3条 条例第19条第1項各号に規定する許可を受けようとする者は、緑化率適用除外許可申請書(様式第4)に、当該各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を緑化率適用除外許可（不許可）通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（緑化施設の工事の認定の手続）

第4条 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第43条第1項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その結果を緑化施設工事認定（不認定）通知書（様式第6）により申出をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により都市緑地法第43条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る緑化施設に関する工事が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して4日以内に緑化施設工事完了届出書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
カラー写真	緑化施設の形態、色彩その他の現況
写真撮影の位置図	写真を撮影した位置及び方向

（緑化施設の工事の完了に係る証明の申請等）

第5条 第2条第4項に規定する証明書の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事を完了したときは、当該証明書に係る計画に従って当該緑化施設に関する工事が完了したことを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 前項の規定により書面の交付を受けようとする者は、緑化施設工事完了証明申請書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

4 市長は、第2項の規定による申請について、申請に係る緑化施設に関する工事が第2条第4項の規定による証明を受けた計画に従って完了したと認めるときは、緑化施設工事完了証明書（様式第9）を交付するものとする。

（標示板の設置）

第6条 第2条第4項の規定により証明書の交付を受けた者は、第4条第1項の申出又は前条第2項の規定による申請を行うときまでに、当該証明書に係る計画に係る緑化施設について、標示板（様式第10）を周囲から容易に認識できる場所に設置しなければならない。

（是正命令書等）

第7条 条例第20条第1項の規定による命令は、緑化施設是正命令書（様式第11）により行うものとする。

2 条例第20条第2項後段の規定による通知は、緑化施設是正通知書（様式第12）により行うものとする。

（緑化施設状況報告書）

第8条 条例第21条第1項の規定による報告は、緑化施設状況報告書（様式第13）により行うものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第21条第2項の証明書は、身分証明書（様式第14）とする。

（緑化施設の管理の方法の基準）

第10条 条例第22条第1項の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 緑化施設の設置に当たっては、土壌の飛散、樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に十分配慮すること。
- （2） 緑化施設の構造及び建築物等の耐荷重構造に十分に配慮し、植物の生育を管理すること。
- （3） 適切な下草刈り、剪定、灌水、施肥、農薬の使用等を行うことにより、緑化施設の良い状態の維持管理に努めること。
- （4） 施肥及び農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮すること。
- （5） 緑化施設は、枯損状態で長期間放置しないこと。

（緑化施設の変更の届出）

第11条 条例第22条第2項の規定による届出は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、緑化施設変更届出書（様式第15）を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- （1） 通常管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為
- （2） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項の表中「整備する」とあるのは「変更前後の」と読み替えるものとする。

(申請書等の提出部数)

第12条 この規則の規定により市長に提出する申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付することが必要な図書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その提出部数を正本1部とすることができる。

(条例別表第2の市長が定める工場)

第13条 条例別表第2 東部大阪都市計画高井田中一丁目地区地区計画のうち地区整備計画が定められている区域（以下「高井田中一丁目地区地区整備計画区域」という。）の部A地区の項第5号及び同部B地区の項第6号の市長が定めるものは、工場において発生する騒音及び振動が、別表に掲げる基準に適合する工場とする。ただし、市長が必要と認める場合には、条例別表第1に掲げる東部大阪都市計画高井田中一丁目地区地区計画に定める範囲内において、別表の基準を緩和して適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東大阪市東部大阪都市計画御厨南二丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則（平成28年東大阪市規則第38号）
- (2) 東大阪市東部大阪都市計画高井田中一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成29年東大阪市規則第21号）

(関係条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 条例の施行の際現に条例第16条第1項に規定する建築物に該当するものに対する同項の規定の適用については、同項第1号中「同条の規定」とあるのは「同条の規定に相当する附則第2条の規定による廃止前の同条各号に掲げる条例の規定」とする。

2 条例の施行の際現に条例第16条第2項に規定する建築物に該当するものに対する同項の規定の適用については、同項中「令第137条の8に規定する」とあるのは「次に掲げる」とし、「適用しない。」とあるのは「適用しない。」

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、同条第6項第3号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第52条第6項第3号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第6条第1項又は第3項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第6条第1項又は第3項の規定に相当

する附則第2条の規定による廃止前の同条各号に掲げる条例の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、法第2条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

」とする。

3 条例の施行の際現に条例第16条第3項に規定する建築物に該当するものに対する同項の規定の適用については、同項第1号中「同条の規定」とあるのは「同条の規定に相当する附則第2条の規定による廃止前の同条各号に掲げる条例の規定」とする。

別表（第13条関係）

区分	数値
騒音	55デシベル以下
振動	60デシベル以下

備考

- 1 この表において「デシベル」とは、騒音にあつては計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位を、振動にあつては同表に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定については、次に定めるところによる。
 - （1） 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いるものとする。
 - （2） 測定場所は、工場の敷地境界線上とすること。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
 - （3） 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとすること。
 - ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とすること。
 - イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむ

ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とすること。

ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセント

レンジの上端の数値とすること。

エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定で

ない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値

とすること。

3 振動の測定については、次に定めるところによる。

(1) 振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、

鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、

鉛直振動特性を用いることとする。

(2) 測定場所は、原則として工場の敷地境界線とすること。

(3) 振動の測定方法は、日本産業規格Z 8735に定める振動レベルの測定方法によ

るものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとすること。

ア 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とするこ

と。

イ 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示

値の最大値の平均値とすること。

ウ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこ

れに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とすること。

様式第1（第2条第1項関係）

緑化率適合証明申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人の場合にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 建築主	住所 氏名 電話
2 建築場所	東大阪市
3 敷地面積	m ²
4 工事の種別	新築 ・ 増築
5 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
6 条例に規定する緑化率の最低限度	
7 建築等着工予定年月日	年 月 日
8 建築等完了予定年月日	年 月 日

添付図書 付近見取図、配置図、各階平面図、断面図、立面図、緑化施設求積図、緑

化施設一覧表その他市長が必要と認める図書

様式第 2 (第 2 条第 2 項関係)

様式第 2 (第 2 条第 2 項関係)

緑化施設一覧表

緑化施設面積及び建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積割合

緑化施設面積					
樹木	地被植物 (芝生を含む。)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積合計
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
敷地面積					m ²
建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合(緑化率)					%

緑化施設面積内訳

樹 木

	(1)の算出方法による 面積(m ²)	(2)の算出方法による 面積(m ²)	(3)の算出方法による 面積(m ²)	計 (m ²)
地上部	A	C	E	
屋上部	B	D	F	

※同じ区域で(1)、(2)及び(3)を重複してカウントすることはできません。

(1) 樹冠の水平投影面積で算出する方法

	規 格	樹 種 名	単木面積 (m ²)	本数	緑化面積 (m ²)	備 考
地上部	H= m C= m W= m					
	H= m C= m W= m					
	計				A	
屋上部	H= m C= m W= m					
	H= m C= m W= m					
	計				B	

(2) 樹高に応じて算出した円の水平投影面積の合計で算出する方法

	樹 高	樹 種 名	単木面積	本数	緑化面積	備 考
--	-----	-------	------	----	------	-----

		(㎡)	(㎡)	
地上部	1 m 以上 2.5 m 未満			
	2.5 m 以上 4 m 未満			
	4 m 以上			
	計		C	
屋上部	1 m 以上 2.5 m 未満			
	2.5 m 以上 4 m 未満			
	4 m 以上			
	計		D	

(3) 植栽基盤部分の水平投影面積の合計で算出する方法

	樹高	樹種名	係数	本数	算出面積 (㎡)	植栽基盤面積等	緑化面積 (㎡)
地上部	1 m 未満		1			② ㎡ 適用箇所 ()	E
	1 m 以上 2.5 m 未満		4				
	2.5 m 以上 4 m 未満		10				
	4 m 以上		18				
	計				①		
屋上部	1 m 未満		1			② ㎡ 適用箇所 ()	F
	1 m 以上 2.5 m 未満		4				
	2.5 m 以上 4 m 未満		10				
	4 m 以上		18				
	計				①		

地被植物 (芝生を含む。)

	規格	樹種名	緑化面積 (㎡)	備考
地上部				

屋上部				
壁面部				
	計			

花壇等

	規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
地上部				
屋上部				
	計			

水流・池等

	規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
地上部				
屋上部				
	計			

附属施設等

	名称	基数	施設面積(m ²)	備考
地上部				
屋上部				
	計			

備考

- (3)の算出方法は、① \geq ②の条件を満たしている場合に限り採用し、緑化面積に植栽基盤面積の値を記入すること。
- 変更の場合は、変更箇所の下段に変更前の内容を、上段に変更後の内容を朱書きで記入すること。
- 面積は、小数第1位にとどめ、小数第2位以下を四捨五入すること。

様式第3（第2条第4項関係）

緑化率適合証明書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

申請のあった次の計画が、東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第18条第1項の規定に適合していることを証明します。

1 申請年月日	年 月 日
2 建築主	住所 氏名
3 建築場所	東大阪市
4 行為の届出年月日	年 月 日
5 行為の届出書受理番号	第 号
6 敷地面積	m ²
7 工事の種別	新築 ・ 増築
8 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
9 条例に規定する緑化率の最低限度	

様式第4（第3条第1項関係）

緑化率適用除外許可申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条第1項各号に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築主	住所 氏名 電話
2 建築場所	東大阪市
3 敷地面積	m ²
4 工事の種別	新築 ・ 増築
5 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
6 条例に規定する緑化率の最低限度	
7 建築等着工予定年月日	年 月 日
8 建築等完了予定年月日	年 月 日
9 申請の理由	

様式第 5 (第 3 条第 3 項関係)

緑化率適用除外許可 (不許可) 通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 国

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第 19 条第 1 項各号の規定に基づき、次のとおり (許可する / 許可しない) ことを通知します。

1 申請年月日	年 月 日
2 建築主	住所 氏名
3 建築場所	東大阪市
4 条件又は理由	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東大阪市を被告として (訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。) 大阪地方裁判所に対して提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 6 (第 4 条第 1 項関係)

緑化施設工事認定 (不認定) 通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

国

都市緑地法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、緑化施設に関する工事を完了することができない旨の (認定 / 不認定) をしたことを通知します。

1	申出年月日	年 月 日
2	建築主	住所 氏名
3	建築場所	東大阪市
4	敷地面積	m ²
5	建築物の工事種別	新築 ・ 増築
6	緑化率適合証明書の交付年月日・番号	年 月 日 第 号
7	緑化施設の概要	整備済みの緑化施設の面積 m ²
		未整備の緑化施設の面積 m ²
		着手予定年月日 年 月 日
		完了予定年月日 年 月 日
8	不認定の場合の理由	

※ 認定の場合、工事が完了した日の翌日から起算して 4 日以内に緑化施設工事完了届出書を提出してください。

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東大阪市長を被告として (訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。) 大阪地方裁判所に対して提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7（第4条第2項関係）

緑化施設工事完了届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

次の緑化施設について工事が完了しましたので、東大阪市区画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第4条第2項の規定により届け出ます。

1 緑化率適合証明書の交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2 緑化施設工事認定通知書の通知年月日・番号	年 月 日 第 号
3 建築主	氏名 住所 電話
4 建築場所	東大阪市
5 工事の種別	新築 ・ 増築
6 敷地面積	m ²
7 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
8 工事完了日	年 月 日

添付図書 付近見取図、工事完了後の緑化施設のカラー写真（別方向から撮影したもの2点以上）、写真撮影の位置図その他市長が必要と認める図書

様式第 8 (第 5 条第 2 項関係)

緑化施設工事完了証明申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

次の緑化施設について工事が完了しましたので、東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により申請します。

1 緑化率適合証明書の 交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2 建築主	氏名 住所 電話
3 建築場所	東大阪市
4 工事の種別	新築 ・ 増築
5 敷地面積	m ²
6 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
7 工事完了日	年 月 日

添付図書 付近見取図、工事完了後の緑化施設のカラー写真（別方向から撮影したもの

2 点以上）、写真撮影の位置図その他市長が必要と認める図書

様式第9（第5条第4項関係）

緑化施設工事完了証明書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

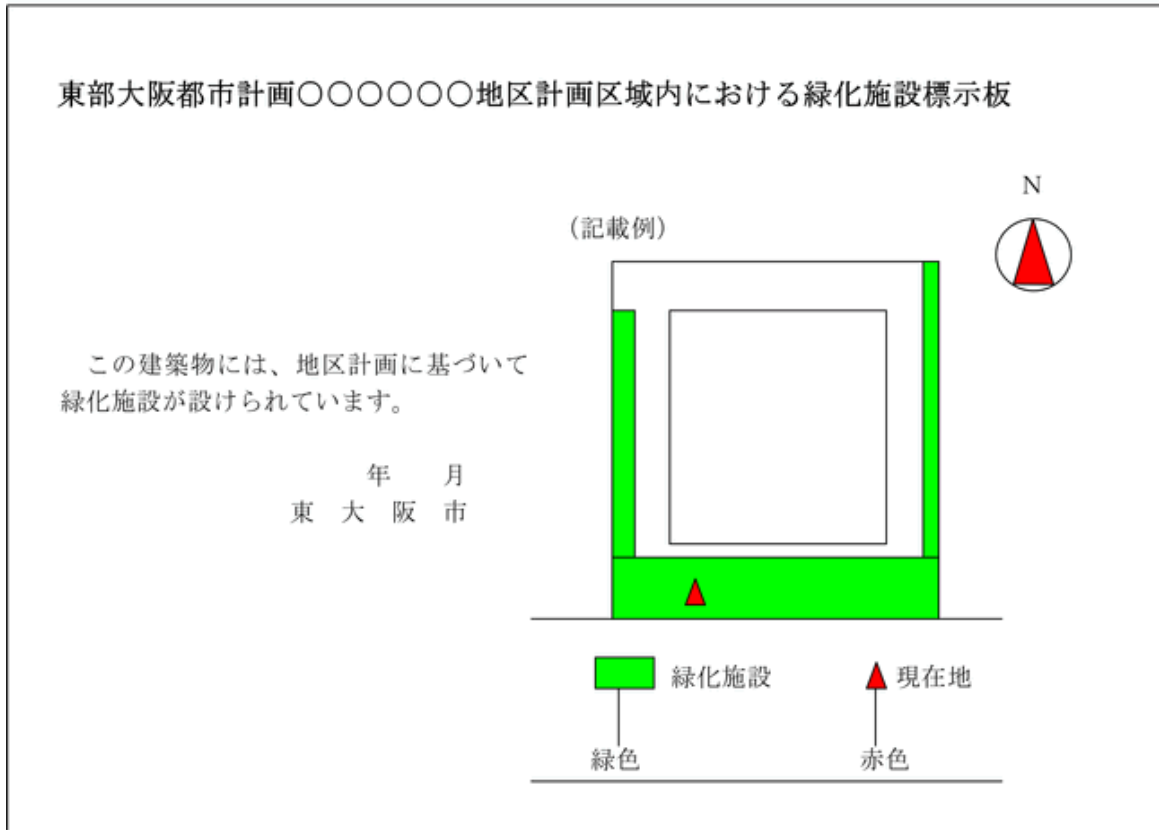
印

次の緑化施設については、緑化率適合証明書により証明を受けた計画に従って、
緑化施設に関する工事が完了したことを証明します。

1 緑化率適合証明書 の交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2 建築主	氏名 住所
3 建築場所	東大阪市
4 工事の種別	新築 ・ 増築
5 敷地面積	m ²
6 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
7 工事完了日	年 月 日

様式第10（第6条関係）

標示板



(注意)

- 1 大きさは、縦210mm×横297mm以上とすること。
- 2 材質は、ステンレス板又は陶板等の耐候性及び耐久性に富むものとする。
- 3 文字及び図面は、焼き付けエッチング等により焼失しにくい仕様とする。
- 4 図は設置方向に合わせ、方位を記入すること。
- 5 緑化施設の配置については、わかりやすく記載すること。
- 6 標示する地区計画の名称は、地区計画担当部局と協議すること。

様式第11（第7条第1項関係）

緑化施設是正命令書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

印

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条第1項の規定により次の建築物に係る緑化施設の是正を命じます。

1 建築物の位置	東大阪市
2 建築主又は管理者	住所 氏名
3 是正すべき内容	
4 是正期限	年 月 日

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

緑化施設是正通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

次の建築物に係る緑化施設については、東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（第18条第1項の規定、第19条第2項の規定により付された条件）に違反しているため、同条例第20条第2項後段の規定により速やかに是正するよう要請します。

1 建築物の位置	東大阪市
2 建築主又は管理者	住所 氏名
3 是正すべき内容	

緑化施設状況報告書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

報告者 住 所

氏 名

〔法人の場合にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話

年 月 日現在の緑化施設の状況を次のとおり報告します。

1 緑化率適合証明書の交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2 建築物の位置	東大阪市
3 管理者	住所 氏名 電話
4 緑化施設の状況	

様式第14（第9条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
所 属	
氏 名	
生年月日	
この証明書を携帯する者は、東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第21条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
東大阪市長	印

（裏）

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）
（報告及び立入検査）
第21条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第15（第11条第1項関係）

緑化施設変更届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

届出者 住 所

氏 名

法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第22条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 緑化率適合証明書の 交付年月日・番号	年 月 日 第 号
2 緑化施設工事完了証明 書又は緑化施設工事認定通 知書の交付年月日・番号	年 月 日 第 号
3 建築物の位置	東大阪市
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 変更の内容	
6 理由	

添付図書 付近見取図、配置図、各階平面図、断面図、立面図、緑化施設求積図
及び緑化施設一覧表で変更前及び変更後がわかるものその他市長が必要と
認める図書